令和 6 年度第 42 回鈴鹿市子ども・子育て会議

開催日時	令和 7 年 1 月 28 日（火）13：15　～　14：50
場所	鈴鹿市役所　12 階 1203 会議室
出席委員	上田　ゆかり、柴田　丈夫、杉本　美音理、井ノ口　智士、南　小百合、藤井　さゆり、真昌　一竜、服部　高明、垣内　春子、近藤　真奈美、磯部　俊秀、杉本　友貴、朝比　智美、西岡 めぐみ、田城　朋子、中村　明里、池山　智之、吉田　崇秀、飯尾　征博（計 19 人）
事務局等	子ども政策部長（坂本）、子ども政策部次長（小林）、子ども政策課長（長尾）、子ども政策課総務 GL（松井）、子ども政策課総務 G（尾崎、岩﨑）、子ども政策課子ども福祉 GL（平塚）、子ども育成課長（中村）、子ども育成課保育幼稚園 GL（柴原）、子ども家庭支援課長（坂﨑）、子ども家庭支援課家庭支援 GL（小久保）、子ども家庭支援課発達支援 GL（西出）、子ども家庭支援課教育相談 GL（長島）、子ども保健課長（中川）、子ども保健課母子保健 GL（中井）、人権政策課長（谷本）、人権政策課管理調整 GL（田中）、文化振興課長（柳井谷）、文化振興課生涯学習 GL（小林）、教育委員会事務局教育指導課長（上田）、Next-i 株式会社 1 名
傍聴者	0 人
資料	事前送付資料：(1)事項書　(2)資料 1～8 当日配布資料：(3)委員名簿　(4)事務局名簿　(5)配席表　(6)デジタル母子健康手帳「すずっこ子育てアプリ」の導入について

事務局 （総務 GL）	**事項書 1　開会** 事務局挨拶（司会進行） 委員の出席状況（全委員 19 名出席）の確認 傍聴人数（0 名）の確認 条例第 5 条第 2 項の規定により、会議の成立を確認
事務局 （子ども政策部長）	前回の会議では、「第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（素案）」について審議いただいたが、その後、国から示された「改訂版の手引き」を基に、事務局で計画案として取りまとめを行い、庁内協議等を経て、12 月 5 日から 1 月 6 日までの期間、パブリックコメントを実施した。 本日委員の皆様に審議いただく「第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（案）」については、12 月末に急遽、国から示された「放課

	後児童対策パッケージ 2025」の内容を反映させるなどの最終の修正作業を行ったもので、本日の審議結果を基に、3 月の公表に向けて、引き続き準備を進めていきたいと考えている。 本日は今年度最後の子ども・子育て会議となるが、今年度は特に、鈴鹿市こども条例（仮称）の制定、鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針の改定も重なった。委員の皆様の尽力のおかげで、双方とも 4 月の施行に向け、着実に進めることができており、感謝申し上げる。 第３期計画の策定に関する審議は、本日が最終となるが、本計画は策定して終えるのではなく、ＰＤＣＡサイクルにより、継続して進捗管理を行いながら、計画を推進していくことが重要であるため、引き続きご支援を賜るようお願いを申し上げる。
上田会長	**事項書２　議事** 「第３期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（案）について」議事進行
事務局 （総務 GL）	【資料 1】「第３期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の策定について」 【資料 2】「第３期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画(案)」 【資料 3】「第３期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画(案)に係る意見公募手続の結果について」 【資料 4】「主な修正内容について」 【資料 5】「第３期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画(概要版　構成案)」 に基づき説明。なお【資料 2】の主な変更点については、10 月に国から公表された「改定版の手引き」を踏まえ、P74 の妊婦等包括相談支援事業、P75 の産後ケア事業、P76 のこども誰でも通園制度の事業に関する量の見込みと確保方策について、前回の会議後の内容から加筆している。また、P81 の鈴鹿市放課後児童対策計画については、12 月に国から「放課後児童対策パッケージ 2025」が発出されたことから、これに合わせて記載内容を変更している。この他、計画全般にわたっての変更や修正としては、今後作成を予定している鈴鹿市こども計画を見据え、こども表記を平仮名の「こ」へ変更し、また、誤字脱字等の修正を行った。
磯部委員	【資料 2】P83（２）放課後子ども教室の実施計画について、毎年度 100 回以上というのは、ひとつの教室で 100 回か、全体で 100 回

	か、どちらを意味するか。
事務局 （文化振興課長）	全体で 100 回という意味である。
柴田副会長	【資料 2】P83 の（6）に放課後児童対策に係る子ども部局と教育委員会の具体的な連携方策とあるが、具体的なというのはどのように具体的なのか。現在は教育委員会と学童はほとんど連携していないように思うが。例えば各児童がどこの学童に行っているか、学校側は把握しているのか。
事務局 （子ども政策課長）	学校側は把握している。名簿の情報共有を図っている。
柴田副会長	学童で、例えばこども同士のトラブルや何か問題があった際は、学校に連絡がいくのか。
飯尾委員	学童で起こったトラブルについては、すべて学校に報告があるわけではなく、基本的に学童内で解決できることは解決していただいている。もし大きな問題とか、学校に持ち越すようなことがあれば、学校のほうにも報告いただき、連携する形となる。
柴田副会長	ある大学の報告で、学童の子のアレルギー疾患について、どれくらい把握しているかというアンケートの中で、あまり伝わっていないという結果がでていた。アレルギー疾患や持病を持った子の情報については、どのように共有されているのか。保護者が学童に伝えるだけか。あるいは学校から指示があるなど連携はあるのか。
近藤委員	学童では、入所する際に、家庭環境調査票を各家庭に提出していただき、その中で児童のアレルギー疾患や食物アレルギーについて情報を得ている。エピペンを持っている子もいるので、使い方については指導員の会で勉強する機会がある。ただし、指導員の会は 15 学童しか入っておらず、全学童が入っているわけではない。
柴田副会長	エピペンの打ち方や何か起きたときの対応方法について、どのような形で勉強されているのか。心停止の対応もそうだが、定期的にやらないと忘れてしまう。教育委員会との連携はあるのか。連携が薄いのであれば、整備していくことが大切だと思う。 もう少し広げると、災害が起きたとき、家に保護者はいないので、小学校でやっているような避難活動をやらなければならない。

	そういったことも連携すればスムーズにいくと思う。いつ大地震が起こるか分からないので、ぜひ進めていただきたい。
上田会長	事務局には、各部局間のさらなる連携を考えていただくようお願いする。
田城委員	【資料 2】P41 の基本目標 1 に「こどもや子育てにやさしい地域社会づくりの推進」とあり、P42 にそれぞれの目標に沿った具体的事業が挙げられている。地域社会全体でこどもや子育てを育てる仕組みを作るために、これらの事業は大切だと思うが、こどもの権利のことを大人やこどもが学習することも大切なことだと思う。その点について事務局の考えをお聞きしたい。
事務局 （子ども政策課長）	今まさに「こども条例」の制定を進めているが、制定後、条例やこどもの権利について、こどもだけでなく大人も含めて周知していくことが大切であり、取り組んでいくべき課題だと認識している。
柴田副会長	【資料 2】P78 に外国につながる幼児への支援・配慮について、言語的な面での支援が書かれているが、その保護者が日本語を学びたいとなった場合、何か支援や制度はないのか。日本語ができる保護者が増えれば、日本の学校に通う子も増え、日本語を学ぶことでこどもが社会に出たときに困らないようになる。保護者への言語的な支援も大切だと思うので、計画に取り入れることはできないのか。
事務局 （子ども政策課長）	子ども・子育て支援事業の中に、外国につながるこどもの保護者への言語面での支援はメニューにないため、計画として取り入れるのは難しいと考える。
事務局 （子ども政策部長）	現在市内に日本語教室が 3 か所ほどあるため、そこに通っていただくことが考えられる。また近年は外国人労働者の雇用管理の観点から、事業主の努力義務として日本語教育が位置づけられてきているため、こども施策の中ではなく、別の分野で進めていく施策になるかと考えている。
西岡委員	全く日本語を話せない外国籍のこどももいると思うが、小学校においては言語的な支援としてどのように対応しているのか。通常の授業とは別に補助授業のようなものがあるのか。
飯尾委員	鈴鹿市の場合、外国にルーツのあるこどもが多い学校は、国際教室が設置されている。そこに加配教員がつき、初期指導として、特に国語の時間などを取り出して日本語の指導を行っている。

	ただすべての学校に国際教室があるわけではなく、外国にルーツがあって日本語が話せないが、その人数が少ない場合、加配教員もなかなかいない状況なので、学校努力で週数時間にはなるが取り出して勉強しているという例もある。 牧田小学校の場合は国際教室があるので、そこで学んで、JSL バンドスケールを使って、どれくらい話せるかなどを毎学期数値化し、教室に戻っていい子は戻り、そうでない子は国際教室で授業を受けている。
上田会長	鈴鹿大学は留学生が多く、また外国にルーツのある学生も多いため、代表的な言語以外のところで、この言語を通訳できませんかと、教育委員会様などからお声がけいただき、アルバイトのような形で学生が行って通訳させていただくこともある。
中村委員	パブリックコメントについて、意見提出数が 0 件ということで、関心が薄かったのか。どのようにパブリックコメントを周知したのか教えてほしい。
事務局 （子ども政策課長）	紙の広報とウェブサイトを通じて周知を行った。
中村委員	この計画に関係する機関は多いため、そこだけでも個別に周知してもよかったのではないか。鈴鹿市から頻繁に LINE は配信されるが、パブコメの情報は一切入ってこない印象がある。今回のパブコメに限った話ではないが、より多くの意見を出してもらえる工夫をした方が良いと思う。
事務局 （子ども政策課長）	こども条例のパブリックコメントの際は、同様の周知方法で多数の意見をいただいたが、周知方法については、今後も検討していきたい。
西岡委員	【資料 2】P17 の（２）小学校の状況のなかで、「特別支援学級に在籍する児童数が増加しています」との記載があるが、特別支援学級への入級はどのように決定するのか。
事務局 （教育指導課長代理）	子ども家庭支援課等と連携しながら、就学前施設での参観や発達検査などを行い、その結果を基に、特別支援学級への入級を勧めるかどうかの判定会議を、関係課で行っている。その判定結果を保護者に伝え、保護者が入級を判断するという流れである。 特別支援学級に入級するこどもが、特に小学校では増えている傾向はあるが、昔と比べて、例えばしつけが悪いとかそういったこと

	ではなくて、その子の特性として何らかの支援が必要ではないかという視点が育ってきている結果という面もある。いろいろな支援があり、特別支援学級に入るほかにも、通級指導と言って通常学級に在籍しながら授業の一部だけ指導を受けるという仕組みもある。そのため、対象のこどもが増えている実態はある。
西岡委員	外国籍のこどもは特別支援学級に入っているのか。
事務局 （教育指導課長代理）	外国籍のこどもでも何らかの支援が必要で特別支援学級に入っている子もいるが、外国籍だからとか日本語が話せないからとか、そういった理由で入っているのではない。
西岡委員	特別支援学級に在籍するこどもが増えているのは、昔と比べて基準が緩くなったのか。
事務局 （子ども家庭支援課長）	基準や制度が変わったということではなく、就学判定を行うなかで、発達のところで少し気になるなど、特別支援学級を希望される保護者の方が増えている実情がある。
柴田副会長	全国的には10%以上のこどもが、人との関わりがうまくいかないとか、自閉傾向であるとか、何らかの問題を抱えており、増える傾向にあるのは事実である。はっきりとした原因は分からないが、行政の方も教育関係の方も、皆さんいろいろ苦労して、力を入れてやっていただいていると思う。就学判定委員会の中に小児科医も入っていて、保護者の方とも真摯に向かい合って良い方向に向いていけるよう相談しながら行っているところであるが、５歳児健診は計画の中に入っていないのか。
事務局 （子ども政策部長）	５歳児健診について、鈴鹿市は先進的に取り組んでいるが、国の定める子ども・子育て支援事業の中に入っていない。まだ実施している自治体は少ないが、国の補助制度も整いつつあるため、これから国の動きが変わってくる可能性はある。
上田会長	先ほどから話にあがっているように、何らかの配慮が必要なこどもが増えているのは事実としてあるが、大学の進学率も随分上がってきている。いろいろな相談をしながらということと、小さな頃より出来ることが増えていることがあるため、強みを活かし、様々な形で社会に出て行ってもらうことが、教育の中で進められていると感じる。大学の教員として、最後に社会へどう繋げていくかということが、課題であると認識している。
西岡委員	【資料2】P50に特別支援学校幼稚園部と記載されているが、そ

	ういったものがあるのか。
上田会長	三重県では盲学校しか設置されていないのではなかったか。
西岡委員	幼稚園で支援が必要な子がいる場合、どのように対応しているのか。
南委員	療育センターの業務で、保護者からの依頼を受けて、保育所等を訪問し園児の様子を見させていただくことがあるが、ほとんどの園で加配の先生がついている。例えば制作の時間であれば、支援が必要な子がその子なりに、制作に一緒に参加できる方法で参加するという形で、一緒に活動している。参加が難しい場合は、クールダウンして気持ちを切り替えてから戻ることもある。その都度その子に合ったことを提供されていると思う。ただし全ての園でということではなくて、人員の関係から、それが難しい園もあると感じることもある。
事務局 （子ども育成課長）	保育所であれば加配という形で、こども 1 人または 2 人に対して保育士が 1 人つく場合もあるし、幼稚園の場合は、支援員という形で、同じような対応を取っている。私立についても、当然加配が必要となる場合もあるため、市が補助金を出して、対応している状況である。
中村委員	【資料 4】修正内容について、「子ども」表記を平仮名の「こども」表記に修正した意図を教えてほしい。
事務局 （子ども政策課長）	現在、第３期子ども・子育て支援事業計画の策定を進めているところであるが、国の動きを見据え、今後はこども・若者計画を盛り込んだ市町村こども計画を策定していくことになると考えている。国のこども計画が平仮名であるため、それに合わせて「こども」に修正した次第である。
服部委員	例えば、【資料 2】P50 の「子どものための教育・保育給付」の「子ども」については、平仮名になるのか。
事務局 （子ども育成課長）	この給付については、国の事業名となっているため、事業名が変わらなければ、漢字のままの「子ども」となる。当面は「子ども」と「こども」が併存することになってくると思う。
柴田副会長	この第３期子ども・子育て支援事業計画の対象は何歳までか。小学生までか。小学生までではなく、中学生、高校生、それから社会人になっていくまでのダイナミックな支援計画を国が示すべきではないかと思う。障がいを持った方も増えているが、上田会長が話を

	されたように、大学に入って社会的に貢献される方も多くみえる。支援が大人になるまで繋がるような、そういった壮大な計画があっても良いと思う。
事務局 （子ども政策課長）	対象者については、【資料 2】P47 にまとめているとおりで、こども以外が対象となっているものもある。それぞれの事業によって対象が異なるが、こどもの括りとしては 18 歳未満となっている。 また先ほども申し上げたとおり、今後こども若者計画を盛り込んだこども計画を作っていく流れであるため、支援の対象が広がっていくと考えている。
中村委員	【資料 2】P33 のアンケートの設問について、アンケート実施時は「子ども」であったが「こども」に修正されている。問題ないのか。
事務局 （子ども政策課長）	国のこども計画に合わせ、これを機にというところで修正を行った。平仮名に変えたところで内容が変わるものではないため、特に問題ないと考えている。
上田会長	その他、意見がなければ次の議事に移らせていただく。 報告事項について、事務局からお願いする。
事務局 （子ども育成課長）	**事項書３　報告事項** **（1） 認定こども園への移行について【資料 6】** [資料訂正] 「令和 7 年 4 月～」列　「認可定員及び学級」行 2・3 号認定　1 歳児　誤 16 人　→　正 20 人 2・3 号認定　2 歳児　誤 26 人　→　正 22 人 鈴鹿市平田東町にあるトーマスぼーや保育園の「保育所型認定こども園」への移行計画について。 同園は、昭和 48 年 4 月に認可された保育園で、長年本市の保育に尽力いただいている施設で、今回の移行では、保育園の名称は変更せず、令和 7 年 4 月 1 日から「保育所型認定こども園」へ移行する計画。施設の位置や経営者に変更はないが、現在の副園長が、施設長である園長職につく予定。認定こども園への移行にあたり、認可定員については、資料のとおり、3 歳未満児の 3 号認定を手厚くし、1 号認定の定員 9 名を新たに設け、地域の子どもの教育・保育の需要に対応する計画となっている。認可定員は 129 名で、利用定員も同数となる

	計画である。なお、認定こども園としての認定を受けるにあたり、保育室の面積等、必要な設備の基準を満たす必要があるが、既存の施設で十分基準を満たしていることから、施設整備を行わずに運営が可能。開所時間等も現行と同様とし、在園中の児童・保護者に対して影響が生じないよう配慮している。また、手続きに関しては、保育所型認定こども園への認定については県知事が行う。認定こども園への移行手続きについては、認定希望年月日の 2 か月前である今月末に三重県知事へ認定申請を行うことになっている。鈴鹿市が行う事務としては、認定申請の際に、市町の意見書として、本市の意見を添付して三重県へ提出することと、子ども・子育て支援法 第 31 条第 1 項の規定に基づき、利用定員を定めて特定教育保育施設の確認を行うことになる。本来保育園では、在籍している児童の保護者が仕事を退職した際等、保育の必要性がなくなった場合には、在籍し続けることはできないところ、保護者の事情で長年通い慣れた園を離れることは、児童にとって負担もかかるが、認定こども園へ移行することにより、3 歳児以上のみが対象になるが、保護者の事情によって退園しなくても良い環境を整えたいとの設置者の意向もあり、今回の計画に至っている。本市としても、保護者のニーズの多様化に対する対応ということで、新たに認定こども園として運営されることに対し、多大なる期待をしている。なお、利用定員については、内閣府・文部科学省・厚生労働省 通知「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等　並びに 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る注意事項等について」第 3 の 1（1）アにおいて、利用定員は、認可定員に一致させるのが基本としつつ、原則として、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映し、設定する必要がある旨の規定がある。本市としては、原則どおり、認可定員と同数で利用定員を定めたいと考えている。 **（2） 利用定員の設定変更について【資料 7】** 鈴鹿市東磯山二丁目に位置する認定こども園 白百合幼稚園の利用定員の変更について。 認定こども園 白百合幼稚園は、平成 29 年 4 月に、認可幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行した施設である。移行当初から、1 号認定の定員を 210 名として運営していたが、少子化もあり、当初想定していた利用者が見込めないこと、また、地域の要望に応じる形で定員の見直しを検討することとなった。今回の変更では、2・3 号認定の定員は変更せず、1 号認定を 60 名減員することになる。現在、本市

	で作成中の第３期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の中で、１号認定については、「量の見込み値」よりも確保方策が大きく乖離しており、１号認定の定員を減員しても、確保方策が「量の見込み値」を大きく上回っていることから、子ども育成課としても問題がないと考えている。なお、定員変更については、令和７年４月１日を予定しているが、在園中の児童・保護者に対しては影響が生じないよう配慮していく。 **（３） 令和７年度公立幼稚園への入園申込状況について【資料８】** 令和７年度の公立幼稚園の入園については、募集期間を令和６年９月２日から９月 20 日までとして、募集を行った。なお、公立幼稚園は、令和３年 10 月に策定された「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針」により、令和５年度末を目途に５園に集約する計画で進めていた結果、予定どおり、令和６年度からは、５園の運営となっている。また、集約する中で、令和５年度から国府幼稚園と玉垣幼稚園で、令和６年度からは、旭が丘幼稚園で３年保育を実施している。これらの３年保育は、令和７年度末までは試行期間となっているので、今回の申込状況等を踏まえた上で、令和８年度以降の体制を公立幼稚園の先生方と検討し、その後、私立幼稚園協会等と協議を行っていく予定である。 申込結果は、【資料８】のとおり。９月 20 日の締切時点の申込数は、新規・進級児を合わせて 229 名。前年度の同時期では 220 名だったので、９名ほど増えている状況となっていた。しかし、９月 20 日時点で、玉垣幼稚園、旭が丘幼稚園の３歳児の申込みが、定員の 20 名を超えていたので、抽選により入園者を決定した。なお、昨年度同様、今回の募集の際には、休園基準や抽選による入園、人数によっては複式学級になる等については周知、説明をさせていただいたため、申込された方には、御理解いただいている。その結果、10 月１日には、表の真ん中にお示しした 221 名の園児数となっている。 なお、飯野幼稚園、神戸幼稚園については、４・５歳児が各年齢で 15 人に満たなかったため、令和７年度については、４・５歳児を１学級とする複式方式での運営予定となる。また、旭が丘幼稚園の５歳児については、35 名を超えたため、２クラスになることから、前年からの学級の増減としては、１クラスの減となっている。説明は以上である。
服部委員	【資料６】について、トーマスぼーや保育園が保育所型認定こども園へ移行するとなると、１号認定が新たにできるということになるが、設備のところに、園庭を書かないといけないのではないか。１人当た

	り 3.3 平米が必要になってくる。保育所の場合は自前の園庭がなくても運営できるが、幼稚園の場合、占有できるエリアが決められているはずである。
事務局 （子ども育成課長）	幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園では園庭の考え方が少し違うので、この資料では書いていないが、分かりにくいところがあるため、記載方法については課内で検討させていただく。
西岡委員	【資料 8】の表で、令和 6 年 5 月 1 日時点と令和 6 年 10 月 1 日時点で数字が減っているのはなぜか。
事務局 （子ども育成課長）	表が分かりにくくて申し訳ないが、令和 6 年 5 月 1 日時点の数字は現在の園児の数であり、令和 6 年 10 月 1 日時点の数字は令和 7 年 4 月 1 日に入園してくる園児の数となっている。そのため、令和 6 年 5 月 1 日時点の 3 歳児は右側の表でみると 4 歳児に、令和 6 年 5 月 1 日時点の 4 歳児は右側の表でみると 5 歳児に、令和 6 年 5 月 1 日時点の 5 歳児は卒園となるため右側の表には表れていない、という見方をしていただきたい。
中村委員	幼稚園は抽選になったということであるが、3 歳児で入園できなかった方はどうなったのか。
事務局 （子ども育成課長）	国府幼稚園に行った方が 1 名。来年 4 月 1 日入所となるため、転勤等でキャンセルされる方も多く、その他の方はキャンセル待ちの方がほとんどだと聞いている。
中村委員	他の私立園に入園されるのではなく、空くのを待っているのか。
事務局 （子ども育成課長）	全員がそうということではないと思うが、待っている方が多いと聞いている。
中村委員	【資料 8】を見ると、3 年保育を実施していない園が、園児数が少なく複式学級になっている状況であるが、3 年保育実施園を増やす考えはないのか。
事務局 （子ども育成課長）	3 年保育は令和 7 年度までを試行期間として、現在 3 園で実施しているが、今後は試行期間中の実績を検証し、公立としての方向性を決めた上で、私立幼稚園協会とも話をし、どう進めていくのが良いのか考えていくこととなる。そのため、この場で今後の方針を示すことはできないが、来年度早々に協議をさせていただこうと思っている。
中村委員	地域に根差した形で各地に幼稚園があった方が良いと思うので、

	希望者がいるのであれば3歳保育は必要だと感じた。
真昌委員	【資料8】について、玉垣幼稚園と旭が丘幼稚園の希望者が増えている要因は何かあるか。
事務局 （子ども育成課長）	両地区については、開発が進み新築の家も多く、こどもの数が増えていることが大きな要因のひとつと考えられる。
上田会長	その他、意見がなければ次の議事に移らせていただく。 その他について、事務局からお願いする。
事務局 （子ども保健課長）	**事項書４　その他** **・デジタル母子健康手帳「すずっこ子育てアプリ」の導入について** 安心して子育てができる環境の充実を図るため、総合計画２０３１に掲げるＤＸの推進に向けた取組の一つとして、デジタル母子健康手帳「すずっこ子育てアプリ」を導入した。 本市の子育て情報と本アプリを連動させることで、母子健康手帳のデータをスマートフォンやパソコンなどで管理できるだけでなく、子育てや母子保健に関するプッシュ型の情報発信、イベントや教室のオンライン予約のほか、アンケートなどの回答が可能となっている。 なお本アプリは、紙の母子健康手帳を補完するためのものであり、紙の手帳がなくなるわけではなく、健診や予防接種を受けられる場合は、従来どおり、紙の手帳をご持参いただく必要がある。 構築・運用・保守業者は母子モ株式会社で、導入機能は大きく3つあり、1点目は届出・予約機能、2点目は市からのプッシュ型の情報発信、3点目は成長記録等の管理機能。なお2点目、3点目は本アプリの標準機能となっている。 専用ＩＤを共有することで、家族間共有が可能になるほか、大切なデータはバックアップされるため、災害時などいざという時でも紛失等の心配がなくなる。 市民への周知については、市内の産婦人科・小児科、市外の産婦人科へのチラシ配布のほか広報すずか2月5日号、市ウェブサイト、公式ライン等で行う。子育て支援センター等関係団体の皆様にも、順次ポスター等を送付させていただく。外国語での利用も可能でポルトガル語、スペイン語、英語、中国語など12か国語に対応。 本アプリの導入により、子育て家庭の育児不安の軽減や利便性の向上を図るとともに、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支

	援のさらなる強化と、一人ひとりの状況に応じた寄り添った支援を行ってまいりたいと考えている。説明は以上である。
事務局 （子ども育成課長）	**・石薬師認定こども園の建替えについて** 令和6年度・7年度において実施している石薬師認定こども園の移転・建替えについて、こども園からは、順調に工事は進んでいるとの報告を受けているが、当初予定していた4月1日からの開園については、引っ越し等の関係もあり、現在ゴールデンウィーク明けの5月7日頃の開園に向けて準備を進めているとのこと。説明は以上である。
事務局 （総務GL）	**・鈴鹿市こども条例について** 現在庁内での最終の協議を行っている状況。今後のスケジュールとしては、令和7年4月1日の施行に向け、市議会の2月定例議会に議案として提出を行う予定となっている。 **・鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針（改定版）について** 昨年3月の子ども・子育て会議において、本方針を改定する旨報告させていただいた後、施設整備方針部会を立ち上げた。その後これまで改定に向けて作業を進め、改定案として取りまとめ、現在パブリックコメントを実施中。パブリックコメントの後は、所定の手続きを経て、本改訂版の公表に向けて引き続き準備を進めていく。 **・委員の交代について** 各選出団体での役職の交代等に伴い、本会議の委員を交代される場合、交代に係る事務手続きが必要となる。特にこの年度の切り換えのタイミングで交代される委員の方が例年いらっしゃるため、交代の予定があれば、事前に事務局の方までご連絡をいただくようお願いする。 **・次回の開催について** 次回は新年度に入り5月ないしは6月に同じ時間帯での会議開催を予定している。詳細な日時が決まり次第、改めて文書で案内をさせていただくため、ご理解の程お願いする。報告は以上である。
上田会長	何か質問はいかがか。特になければ、これで議事を終了する。
事務局 （子ども政策課長）	**事項書５　閉会** 閉会あいさつ（第42回鈴鹿市子ども・子育て会議）